

不動産取引業

ご担当者様

総合研究大学院大学

学務課学生係

「留学生住宅総合補償」を利用した賃貸契約の締結について（お願い）

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本学の留学生が、「留学生住宅総合補償」を利用して貴社ご紹介の物件の賃貸契約締結を希望しております。留学生住宅総合補償制度とは、財団法人日本国際教育支援協会が運営する、賃貸物件に対する賠償責任保険と保証人に対する保証人補償保険を備えた制度です。本学では、留学生が本制度に加入することを条件に保証人を引き受けております。

つきましては、本制度を利用した賃貸契約の締結をご了承いただき、物件仲介に際しては以下のようにお取り扱いくださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 賃貸契約の連帯保証人は、国立大学法人総合研究大学院大学 となります。

- ・ただし、借主（当該留学生）が在留資格「留学」を有して本学に在籍する期間中、かつ本制度の加入期間中に限ります。このいずれかの条件を失った場合は、本学の連帯保証の責も終了します。
- ・本学の連帯保証は「留学生住宅総合補償」に定められた以下の項目に限ります。また、保証金の支払いは、加入期間中1件を限度とし、30万円を上限とさせていただきます。
  - （1）家賃もしくは賃料及び共益費の支払い
  - （2）借戸室等の修理又は原状回復費用の支払い
- ・本制度の補償期間は契約締結日から1年間もしくは2年間です。借主が在籍中に補償期間が終了し、賃貸契約を継続する場合は、大学として本制度への継続加入を指導します。
- ・契約書への押印は総合研究大学院大学の大学印（公印）で行いますので、印鑑証明書の添付は免除していただけますようお願いいたします。

2. 賃貸借契約書作成に係るお願い

上記の理由により、賃貸借契約書ご作成の際には、以下の3項を連帯保証人の条文に明記していただき、内容が矛盾する条文は削除していただきますようお願いいたします。

- （1）連帯保証期間は、借主が在留資格「留学」を有して総合研究大学院大学に在籍する期間中、かつ日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」に加入する期間中に限る。
- （2）連帯保証人としての保証の範囲は、「留学生住宅総合補償」の範囲内に限る。
- （3）借主が在留資格「留学」を失った場合、また修了・退学等により総合研究大学院大学の学籍を失った場合、その事実を確認した連帯保証人は、本契約書に記載する契約期間に関わらず、貸主に通知の上、連帯保証契約を解除することができる。

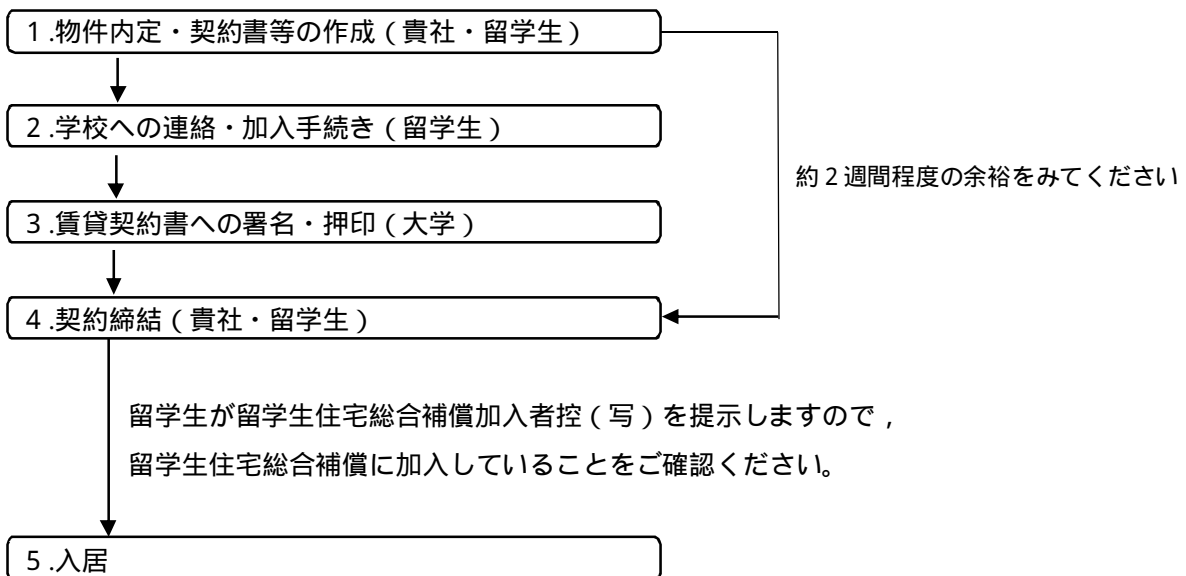
3. 「留学生住宅総合補償」には賃貸物件に対する賠償責任保険が含まれています。

- ・「留学生住宅総合補償」は留学生賠償責任を担保した海外旅行保険を兼ね備えていますので、貴社お取扱いの賠償責任保険への加入は免除してください。ただし、本人の家財に対する補償、また、火災、爆発、破裂及び漏水以外の事故に起因する損害に対する補償はありませんので、それらの補償については留学生本人とご相談ください。

#### 4. 補償金額

	補償対象者	補償内容	保険金額・補償金額(支払限度額)
海外旅行保険	留学生	留学生賠償	一事故 5,000万円限度
		障害後遺障害	240万円限度
保証人補償基金	保証人	保証人補償	30万円限度

#### 5. 手続き手順



以上

本件照会先：  
総合研究大学院大学 学務課学生係  
〒240-0193  
神奈川県三浦郡葉山町(湘南国際村)  
TEL:046-858-1527  
FAX:046-858-1632  
Email: gakusei@ml.soken.ac.jp